

国際私法学会規約改正について

2016年6月4日の理事会において以下の事項が決定されました。

- (1) この理事会でのご議論を踏まえ、本日の総会においてその概要を説明し、質疑応答する。
- (2) 本日の理事会・総会のご意見等を踏まえて、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成し、emailによる理事会において理事会案をとりまとめる。
- (3) この理事会案を、HPとemailとを使って会員にお知らせして、ご意見を伺う。
- (4) 会員からのご意見をもとに、規約改正委員会において必要な加筆・修正をした案を作成しemailによる理事会において審議し、できれば今一度会員の意見を伺う機会を設けた上で、2017年の総会に、理事会から規約19条に基づく規約改正案として提案する。(ちなみに、規約19条によれば、「この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。」とされている。)